

企業の健全な水循環の取組をサポートする環境の整備に向けた検討の方向性

令和 4 年 6 月 23 日

内閣官房水循環政策本部事務局

1 企業の健全な水循環の取組をサポートする環境整備の意義

- ・平成 26 年に水循環基本法が制定され、事業者の責務についても規定され、企業においても健全な水循環の取組を行うことが求められている。
- ・国際的にも、令和 4 年 4 月の第 4 回アジア・太平洋水サミットの熊本宣言において、官民が連携して水関連問題に対応することが求められている。
- ・また、持続可能な開発目標（SDGs）の動きに加え、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などの動きを踏まえ、水への取組に関心を有する企業も増えてきている一方、具体的な取組への知見が十分でないとの声も聞かれ、それらの企業の取組をサポートする環境を整備する必要が生じてきている。
- ・これらの状況を踏まえ、企業の健全な水循環の取組をサポートするための取組を、令和 5 年度までに開始し、段階的に進めていくこととし、企業のニーズを踏まえつつ、検討を進めていくこととする。
- ・その際、これまでの取組の活用に努めるとともに、企業の状況は様々であり企業が取り組みやすいよう、将来的には様々なメニューが用意されるよう努めることとする。

2 検討の方向性

企業の健全な水循環の取組をサポートするための取組について、以下の項目について段階的に検討する。

(1) プラットフォーム（仮称）の整備

- ・企業が知見を共有し、連携していくための基盤としてのプラットフォーム（仮称）を整備することについて検討する。
- ・その際、将来的に以下のような活動を行うことを目指し、取組の試行などにより企業のニーズを確認しつつ、段階的に取組を進める。

① 総合窓口

- ・企業が状況に応じて相談できるとともに、企業のニーズを随時把握するため、総合的な窓口を設けることについて検討する。
- ・アンケート等も活用し、企業のニーズの分析に努めることについても検討する。

② 情報収集と情報発信

- ・グッドプラクティスや企業の健全な水循環の取組などの情報を収集し、プラットフォーム参加企業に情報を発信することについて検討する。

③ ウェビナーなどの開催

- ・水の取組に関心を有する企業が健全な水循環の取組に円滑に取り組めるよう、例えば、以下のようなテーマについて、テーマ別にウェビナーなどを開催することについて検討する。

〈企業内部の取組〉

- ◇多くの企業が水を利用しており、節水に取り組んでいる企業がある一方、これから節水に取り組もうとしている企業もあり、また企業が様々な節水技術から選択できるよう、企業に節水技術を紹介し、水を消費する企業とのマッチングの場を提供するためのウェビナーなどの開催について検討する。

〈企業外での取組〉

- ◇水源涵養を図るため、森林管理や水田の湛水、雨水の地下浸透などに取り組んでいる企業や地域も見られる一方、具体的な相手先を見つけるのが難しい等の声も聞かれており、これらの取組を行いやすくするためのウェビナーなどの開催について検討する。
- ◇その際、水源涵養・水源地振興や企業版ふるさと納税制度などを行う自治体等のプレゼンやマッチングとともに、森林管理や水田の湛水などによる地下水涵養の仕組みや定量的手法の紹介・マッチングを行うことについて検討する。

〈関連情報の共有〉

- ◇この他、以下のようなテーマについてのウェビナーなどの開催について検討する。
 - ✓TCFD や国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）などの国際的な動向の紹介
 - ✓将来の気候変動による水資源の変動の可能性の紹介
- ◇その際、TCFD やCDP など情報開示を求める動きの中で、節水や水源涵養などの取組が、どのように情報開示につながっていくのかの視点についても留意する。

④ 企業の健全な水循環への貢献の積極的な評価

- ・企業からは前向きな取組を評価してもらうことがインセンティブになるとの声も聞かれ、水環境にプラスの取組を行う企業を認証などにより評価する仕組みについて、民間企業の参加も得て検討し、その結果を踏まえ国が定めた基準に基づき認証を行うことなどについて検討する。

⑤ 学などとの連携

- ・健全な水循環に知見を有する有識者やコンサルなどの助言を必要に応じ受けられる体制を整備するとともに、涵養量などの定量的な評価など企業のニーズに応じ有識者やコンサルなどを紹介する体制を整備することについて検討する。

(2) 水源涵養の仕組みの全国的な整備

- ・水田の減少が地下水に影響を与えているとの指摘や、自治体を越えた地域での森林管理のニーズなどに対応していくため、企業が森林管理や農業生産活動（水田の湛水を含む）などによる水源涵養の取組に関わりやすくする仕組みについて検討する。
- ・企業の健全な水循環の取組を消費者や投資家等に分かりやすく伝えるためには、涵養量などの定量的な評価が重要との考えもあり、定量的手法の整備について検討する。

(3) 健全な水循環に資する様々な取組との連携・活用等

- ・流域において関係者が連携して活動する流域マネジメントのほか、地域の地下水の課題の解決に取り組む地下水マネジメント推進プラットフォームや地下水データベースなど、他の健全な水循環の取組について、企業の視点からみでの取組の充実について検討する。
- ・企業の健全な水循環の取組をサポートする環境の整備による取組に当たっては、民間企業等の水環境に関する優良な取組を共有し促進するウォータープロジェクトの取組や、地下水マネジメント推進プラットフォームに加え、カーボンニュートラルの実現にも資する森林づくりを進める活動等、健全な水循環に資する様々な取組との間で、相互に情報発信するなどの連携を図り、健全な水循環の取組が全体として効果を発揮するよう努める。
- ・企業の健全な水循環の取組をサポートする環境の整備に当たっては、企業の実際の取組につながるよう留意する。
- ・日本の企業に関する優れた取組を積極的に発信する、海外の動向について情報収集を行うなど、健全な水循環に関する国際的な取組について検討する。

3 その他

- ・企業の健全な水循環の取組をサポートする環境の整備に当たっては、有識者や企業等が参加する会議体より助言を受けながら進められるよう、体制の整備について検討する。
- ・状況に応じ取組を見直し、企業にとり有用であるとともに、将来にわたって水の利用を持続的に可能とする取組の充実に努めるとともに、業種ごとの事情に留意する。